



# 元気です！回復してます

さわらび

緑風会 代表 今関まさみ



【一般質問】石戸下踏切の拡幅と市道の歩行者安全確保について

高崎線のニツ家1丁目にある“石戸下踏切”は、自動車が一台通れるほどの幅の狭い踏切で、年々横断する自動車が増え列を成し、歩行者等は中々安全に渡れない様な状態でしたが、昨年に待望の拡幅工事が開始され、歩行者の横断帯と自動車は踏切内でのすれ違いが可能となる道幅になります。(1月下旬頃には完成が見込まれています)

しかし、踏切の改善により自動車も渡り易くなると、この市道を通行する自動車はさらに増えることが予想されますが、踏切の東西はそれぞれ道幅が狭く歩道空間も無いため歩行者の安全が大変危惧されます。

このことについて、私は令和5年3月に一般質問を行っていましたが、今回改めて歩行者の安全確保について質問を致しました。

近隣にはスーパーもあり買い物へ行き来する歩行者や自転車等が多く、中にはカートを引きながら歩くご高齢者の姿も見受けられます。今回、踏切から西側の方へは、約100mまでは歩道も整備されましたが、その先は住宅が立ち並んでいるために歩道は途切れています。このままでは、歩道を通ってきた歩行者は自動車の通行量が増えた道路へ出ざるを得ず大変危険です。(勿論、歩道の無い方から歩いてくる場合も…)

そこで“事故が起きてからでは遅い！”との強い思いから、執行部に対し更なる歩道の整備、用地の確保を強く求めました。取り急ぎ、歩道が途切れるところには注意喚起の表示など何かしら応急対策を検討するそうです。また、用地の確保は、立ち並ぶ住宅とは反対側の地権者に対し引き続き協力を求めているそうですが、答弁では「年度ごとに…」と予算の制約なのか動きが遅いように感じます。事故はそこまで待ってくれるものではありませんので、一刻も早く歩行者の安全確保を実現させるため、基金(南部地域整備基金)を活用してでも早急に進めるよう求めました。

暮らしやすい街とは、安心安全なこともその一つです。私たち人間が移動する基本手段である“歩く”が安心してできる、歩行者にも優しい環境の北本市となるよう、今後もこの場所だけではなく歩行者の安全確保を求めていきたいと思います。

## 受けましょう！脳ドック

皆様は一年に一回は健康診断を受診していると思いますが、脳の健康診断である「脳ドック」は受けていますか？

私事ではありますが、昨年(令和7年)6月に脳腫瘍が見つかり右側頭部の開頭手術を11時間かけて受けました。そのため、9月定例会は最終日の採決以外を欠席することとなってしまいました。

毎年健康診断は受けしていましたが、脳ドックは受けていませんでした。もし受診していれば、もっと早い段階で腫瘍に気づけたのではないかと感じています。

北本市の国民健康保険では、人間ドック及び脳ドックの助成を行っています。この助成制度は全国一律ではなく、市町村によって異なります。北本市では利用できる体制が整っていますが、受診者は少ないのが現状です。

「私は大丈夫！」と思わず、是非一度は(一年に一回が理想)脳ドックの受診を検討してみてください。

※令和6年度実績

| 医療保険制度   | 国民健康          | 後期高齢           |
|----------|---------------|----------------|
| 被保険者     | 12,058人       | 12,461人        |
| 人間ドック受診  | 386人          | 147人           |
| うち脳ドック受診 | 18人<br>(4.6%) | 20人<br>(13.6%) |

### 北本市の人間ドック・脳ドック助成制度 (国民健康保険・後期高齢者医療加入者)

検診料の7割(2万円)を補助します。  
補助金を受けることができる回数は、年度ごと(4月～翌年3月末)に人間ドック検診または脳ドック検診のいずれか1回を限度とします。

### 早い用地確保が必要



北本市議会 りょくふうかいいつうしん

# 緑風会通信

今関 まさ美  
桜井 すぐる

私たち北本市議会の会派・緑風会です。市民の皆様のいのちと暮らしを守るために日々活動しています。  
現在、市が策定を進めている市の主要計画についてお知らせします。どうぞお読みください。

第六次

## 総合振興計画

前期  
基本計画

北本市の最上位計画  
令和8～12年度・5年

主な変更点

- 新たに追加された施策
  - 1-6 こどもの権利の保障
  - 4-1 シティプロモーションの推進
- 新たに追加された基本事業
  - 2-5-1 自然環境の保全・活用
  - 5-2-3 多文化共生の推進
  - 5-3-3 市民公益活動の推進
  - 6-3-5 公共施設マネジメントの推進

### 基本構想に定められた内容

#### ① 人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性

- 1 定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加
  - ①住み続けたいまちづくり
  - ②本市を訪れる人、継続して関わる人の拡大
- 2 地域資源を活かしたまちづくり
  - ①都心近郊にある豊かな自然
  - ②本市固有の歴史・文化
  - ③まちに関わる「人」
- 3 持続可能な行財政運営
  - ①行政資源の最適化
  - ②自主財源の確保



#### ② 政策の大綱

- 1 こどもの成長を支えるまち
- 2 安心・安全で自然と共に存する住みやすいまち
- 3 健康でいきいきと暮らせるまち
- 4 活力あふれるまち
- 5 みんなが参加し育てるまち
- 6 健全で開かれたまち

109の基本事業のうち、①序論で掲げた「社会環境の変化」において対応が求められているもの、②市民要望や時代の要請により対応が求められているもの、③基本構想で定めた「人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性」と深く関連するものについて、**30事業を重点項目**として位置づけています。

市民の命と暮らし、尊厳を守ることを使命としている私たち会派としては、支援が必要な弱い立場の方に対する取組が重点項目とされなかったことは大変残念です。計画には盛り込まれているので、予算・決算や一般質問を通じてきちんと取り組んでいるか厳しく確認します。また「学力が伸びた児童・生徒の割合」など成果指標から外された重要な指標についても、引き続きしっかりと注視してまいります。

発行年月 令和8年1月  
発行責任者 北本市議会緑風会  
代表 今関 公美  
住所 西高尾6-176-10  
電話番号 048-593-4429



# 都市計画マスタープラン

市の都市計画の基本方針  
令和8~27年度・20年

都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。現計画は令和2年3月に改定されたものですが、その後の第六次北本市総合振興計画の策定やデーノタメ遺跡の国史跡指定とそれに伴う都市計画変更、社会情勢の変化等に対応するため、見直すことになりました。

## 主な変更点

- ①デーノタメ遺跡の保存と久保特定土地区画整理事業・西仲通線の計画見直しの反映
- ②高崎線・中山道と圏央道が交わるニツ家周辺地域を、商業・業務ゾーンから市街地形成推進ゾーンに変更（区域を久保地区まで拡大）
- ③暫定逆線引き地区（市街化区域内の市街化調整区域）となっている台原地区・中丸南地区を宅地等として土地利用することの追加
- ④デーノタメ遺跡周辺や中山道沿道の景観を守るために景観計画の策定
- ⑤その他
  - ・デーノタメ遺跡における史跡公園等の整備
  - ・石戸下踏切（しゃぶ葉から西へ入ったところ）と接続道路の拡幅整備
  - ・西高尾4~6丁目での公園整備（継続）など

## 台原・中丸南地区の土地利用方針

市街化区域内の市街化調整区域である2つの地区（台原・中丸南（6丁目））について、土地利用を図るために、その方針を定めました。



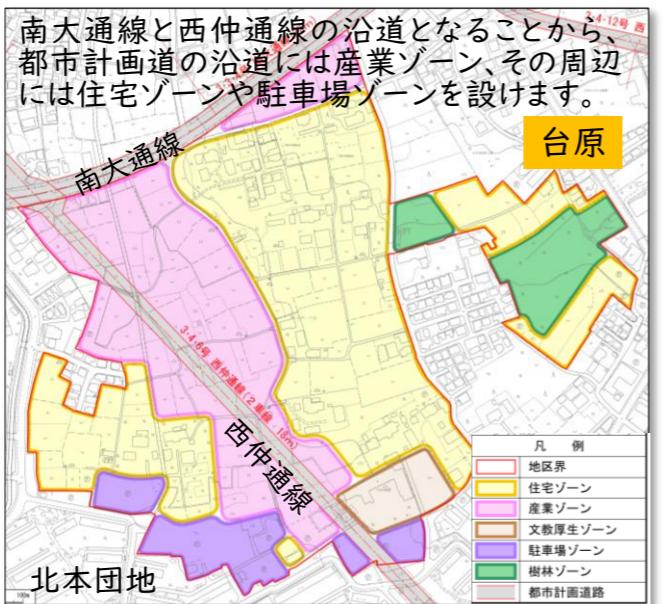
2か所暫定逆線の引き地区（台原・中丸南）について、土地利用の指向性を示したことは評価できます。一方、上尾道路沿線や桶川北本インター周辺は、開発をしたいのか、自然環境の保全を優先したいのか、具体的な将来像が見えて来ません。また、市街化区域内の雑木林は確実に減少していますが、計画上は以前から変更がなく、この計画で身近な緑（雑木林）が守れるのか懸念しています。

## 北本市の将来都市像

- ①「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく利便性の高いまちづくり
- ②誰もがいつまでも快適に暮らしやすい住宅地の創造
- ③地域の資源と個性を生かした魅力があり選択されるまちづくり
- ④広域高速交通体系を生かした都市づくり
- ⑤円滑・安全・快適な道路ネットワークの創造
- ⑥みんなの手による緑のネットワーク軸の創造

## 船井すぐるによる解説

- Q. 北本駅前の活性化に関する記述は？  
A. にぎわい創出のための核となる施設や駐車場・駐輪場整備を誘導する、用途地域の見直しを検討するなどとしています。
- Q. 身近な緑を守るための取組は？  
A. 前計画と同様、保護地区の指定や市民緑地制度等の活用による保全を検討するとしています。←現状では保全できていませんが…
- Q. 上尾道路沿道や桶川北本インターチェンジ付近での開発（企業等の誘致）は？  
A. 上尾道路沿道は、自然・歴史環境に配慮し、道の駅等の物販施設や観光施設等を誘導するとしています。インターチェンジ付近には核となる産業施設を誘致するとしています。



## 確認しよう！まちづくりの指向性を決める2つの計画案

# 立地適正化計画

コンパクト・プラス・ネットワーク  
令和8~27年度・20年

## 都市機能誘導

駅・市役所周辺を**都市機能誘導区域**に定め、下表の**誘導施設**の誘導を図ります。一方、分散型施設とされた施設は、都市機能誘導区域への誘導は行いません。

| 誘導施設                                 | 分散型施設   |
|--------------------------------------|---|
| 市役所、子育て支援拠点施設、スーパー・マーケット、銀行、信用金庫、図書館 | 地域包括支援センター等の介護系施設、認定こども園・保育園、ドラッグストア・コンビニ、病院・診療所、郵便局、学校、公民館 |



この計画案だと、分散型施設とされた施設を**どこにも誘導しないこと**となります。介護事業所やスーパー・マーケットは**居住誘導区域内**に**広く分散して存在しなければ、居住の誘導につながりません**。桶川市の計画では市内に3つの誘導区域を設けており、その面積も本市より広く、本市の計画よりも合理的に見えます。

## 居住誘導

現在の市街化区域とほぼ一致する形で居住誘導区域を設定します。用途地域の見直し、容積率の引上げ、空き家・低未利用地の活用などにより居住を誘導し、人口密度の維持を図ります。

## 公共交通による誘導施策

「市内の主要な移動手段である路線バスを維持していくとともに、既存路線バスの補完と高齢者等の交通弱者及び交通不便地域住民の移動手段を確保することを目的としたデマンドバスの利便性の向上を図る等、地域公共交通の充実を図ります」、「福祉・商業などの生活に関連する施設と、住宅地の連携を強化し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちの形成を図ります」としています。

市内全体の公共交通や移動手段の確保については、来年度策定される『地域公共交通計画』に示されることとなりますので、引き続きご注目ください。

ニツ家周辺は、新駅設置の期待から古くから市街地が形成されており、本来は本市の第二の拠点とすべき地域です。商業施設も多く、新駅建設は難しくとも交通の拠点（ハブ）を設置することで、市内の他の拠点のみならず桶川駅にもアクセスしやすくなるはずです。第六次総合振興計画や都市マスタープランと合わせ、ニツ家周辺地域を軽視した計画となっていることが非常に残念です。

